

スーパーコンピューター導入手続（改正）の適用範囲の改正について

平成 7 年 3 月 2 7 日

アクション・プログラム実行推進委員会

第 2 4 回アクション・プログラム実行推進委員会決定

我が国政府は、「スーパーコンピューター導入手続（改正）」（平成 2 年 4 月 1 9 日第 1 3 回アクション・プログラム実行推進委員会決定）の適用範囲及びこれに関連して「日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置」（平成 4 年 1 月 2 0 日第 1 7 回アクション・プログラム実行推進委員会決定）を別紙のとおり改正する旨決定する。

(別紙)

スーパーコンピューター導入手続（改正）の適用範囲の改正

１．平成２年４月１９日第１３回アクション・プログラム実行推進委員会決定の「スーパーコンピューター導入手続（改正）」．（適用範囲）３．におけるスーパーコンピューターの性能に関する基準値については、スーパーコンピューターの技術進歩に伴い、見直すこととし、次のとおり改正する。

「３００ＭＦＬＯＰＳ以上」を「５ＧＦＬＯＰＳ以上」とする。

２．上記１．の改正に伴い、平成４年１月２０日第１７回アクション・プログラム実行推進委員会決定の「日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置」．Ｃ．の記述は、次のとおり改正する。

「１９９０年の『スーパーコンピューター導入手続』の対象」を「１９９０年の『スーパーコンピューター導入手続』（その改正点を含む。）の対象」とする。

３．上記１．及び２．の改正は、平成７年４月１日より実施する。